

令和8年度和歌山県有料老人ホーム立入検査実施方針

1 総論

(1) 基本概念

有料老人ホーム（以下「施設」という。）の立入検査は、「入居者の福祉の確保と向上」及び「入居者の個人としての尊厳の保持」並びに「入居者に対する虐待の防止」、「安定的かつ継続的な事業運営」等を踏まえて、施設の所在地において、関係書類等を基に立入検査を行う。

(2) 個別性の重視

施設が立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、立入検査が形式的・画一的にならないよう留意する。

(3) 総合的な指導

入居者等の処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況、施設の運営管理全般に渡って総合的に実施するとともに、提供されるサービスの内容、利用料等、契約内容、設置後の報告等についても把握する。

2 立入検査の対象施設

県所管の施設に対して立入検査を行う。

なお、新設の施設等本年度初めて立入検査を行う施設については、特に事務指導の面から丁寧な指導を行うよう留意する。

3 立入検査の方法

(1) 実施概要

立入検査は、原則として1施設1日とし、関係者に対して関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。また、適切かつ円滑な立入検査が実施できるよう、対象施設の運営規模、運営形態等を考慮して、介護サービス指導課の複数の職員を従事させる。

なお、施設・設備や入居者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。活用にあたっては、施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(2) 指導事項の規範

立入検査は、老人福祉法に関する法令準則等の他、国の基準「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」（平成14年7月18日老発第0718003号 最終改正令和6年12月6日老発1206第2号）及び「和歌山県有料老人ホーム

設置運営指導指針」(平成14年12月9日長第992号 最終改正令和7年1月30日介第286号)等を規範として実施する。

(3) 実施方法

- ア 立入検査は、施設の管理者の立会いのもと実施し、その他必要と認める者の出席を随時求めるものとする。
- イ 立入検査は、必要に応じて、感染症等の感染拡大防止対策を講じた上で行う。
- ウ 職員は、事前提出資料に基づき、施設の人員及び運営等の状況を、関係法令に照らして検討し、「立入検査調書」に基づき適否の判定を行う。

4 立入検査の結果通知

(1) 通知方法

立入検査の結果については、講評において職員が口頭で指導したもの等を取りまとめて整理した後、文書により、原則として立入検査の日から1箇月以内に施設に到達するよう通知する。

(2) 通知内容

立入検査結果の通知に当たっては、立入検査の当日に聴取した事項や後日の追加資料を綿密に検討し、問題点を明らかにした後、その問題点を解決するために施設が採るべき必要な改善措置等を具体的に示して通知する。この場合において、通知を受けた施設が速やかに問題の解決を図れるよう、参考資料の紹介等有用な情報の提供にも努める。

5 本年度の重点指導項目

- ① 安全対策（事故発生防止）体制の確認
- ② 身体拘束等適正化の取組
- ③ 高齢者虐待防止措置の実施
- ④ 業務継続計画の策定等
- ⑤ 感染症予防及びまん延防止対策の実施